処分対象財産表

整理番号 286

作成年月日:令和7年6月5日

	物件名	石巻合同庁舎移転先不用	地	
基	前用途	石巻合同庁舎移転先取得 地	担当課	管財課
本	所 在 地	石巻市大橋一丁目1番3、	1番4、1番5、	1番6
事項	住居表示			
7	面 積 (登記簿面積)	23, 979. 46㎡ (23, 993. 77㎡)	地 目 (登記簿地目)	宅 地 (宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	更地			
	地形·地勢	・不整形地、ほぼ平坦 ・対象地北側の河川堤防との境界付近で一部高低差があります。 ・対象地1番4西側で一部高低差があります。			
	道路の状況	・1番3南側で幅員約12mの石巻市道に接道しています。 ・1番3東側で幅員約14mの石巻市道に接道しています。 ただし、対象地1番6より北側は私道です。			
	土地境界の確認	済(令和6年 10 月 23 日) ※確定測量図有	国土調査	_	
	占有物	・対象地内に1番3に電柱7本、支線2本、支柱1本が存在しています。また、これに伴う空中線があります。			
	付属物等	・敷地の周囲に侵入防止のための木柵を設置しています。 ・対象地1番4の北、西、南側及び対象地1番6の南、西側一部 には既存の土留めが存在します。			

		都市計画			都市計画区域内(市街化区域)		
		用途地域	種	別	第二種住居地域		
			建ぐ	ペい率	60%	指定 容積率	200%
		地区•街区等			地区計画区域		
	都市計画法・建築基準法	建築物の	制限		・道路では、からいいでは、からいいのでは、からいいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、ないのでは、	を受します。ら 自もこの 引、こさ そ、れ、敷、置柱要高、形告、線能超け区事す。⑤ 家のあ、水、れれ、射、に、地、ののがさ、態物、側なえ必に手詳、に、用にる、泳、らる、的、類、面、制中あの、及は、に柵、るの該のし、該、倉供の、場、こ作、場、す、積、限心り最、び、、設と、開か当、(1) 当、庫で、、・そ、質業・そ、る、の、限がま高、色美、けし、	発が100よう 等3若 の も 最 が線す限 彩

その他の法令	法令及び規制の 名称	・対象地北側にある堤防法尻から20mの範囲においては、河川法上の河川保全区域に該当します。河川保全区域内で土地の形状変更等や工作物を新築、改築等しようとする場合には、河川管理者の許可を受ける必要があります。詳しくは、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所に御確認願います。
--------	---------------	---

	宅地造成等工事規制区域 または特定盛土等規制区域	区域内(宅地造成等工事規制区域)
防	土砂災害警戒区域または 土砂災害特別警戒区域	区域外
災	津波災害警戒区域または 津波災害特別警戒区域	区域外
災	洪水浸水想定区域	区域内(0.5~3.0m未満)
害関係	水害ハザードマップの 有無	 ・水防法で定められた水害ハザードマップ 共 水:有 0.5m~3.0m未満

諸	供給施設・	電気	接面道路及び敷地内に配線あり	ガス	接面道路にあり (都市ガス)
事項	排水施設の 状況	上水道	接面道路にあり (本管口径(東):200mm) (本管口径(南):100mm) 引き込みあり (引込管口径:20mm)	下水道	接面道路にあり (本管口径:200mm)

			1
		備考	・対象地1番3の電柱について、電柱の移設が必要な場合には、 買受者において、移設の可否を東北電力ネットワーク株式会 社にご確認ください。 ・上水道について、対象地南側道路に 100mm の本管、対象地東 側道路に 200mm の本管があり、東側本管から敷地内に3か所 引き込みがあります。ただし、現況で止水弁の位置を確認でき ているのは1箇所のみです。 ・上水道の権利について、1番3、1番4及び1番6の3か所が中 止の扱いになっておりますので、再開する場合には、買受者に おいて、名義の変更手続き等を行ってください。また、引き込み 管の口径は 20mm ですが、メーター権利は 13mm のため、買受 者の負担において、口径の変更や変更伴う水道加入金の差額 が生じる場合があります。詳しくは、石巻地方広域水道企業団 へご確認ください。 ・下水道について、石巻市の下水道図面においては、敷地内に3 か所の引き込み及び公共汚水桝が記録されておりますが、現 況では3か所とも確認できておりません。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可 能か否かの確認は行っていないため、機能は保障できませ ん。詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】東北電力ネットワーク石巻営業所 【ガ ス】石巻ガス株式会社 【上水道】石巻地方広域水道企業団 【下水道】石巻地方広域水道企業団
	交通機関	鉄 道	JR仙石線・石巻線 石巻駅まで約2.2km(徒歩28分)
		バス	ミヤコーバス 大通り停留所まで約0.9km(徒歩13分)
	公共施設等		·石巻市役所 約2.2km(徒歩約28分) ·石巻市立開北小学校 約0.26km(徒歩約4分) ·石巻市立住吉中学校 約1.1km(徒歩約14分)

- ・前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。
- ・この土地は現状での引渡しとなります。使用にあたり必要となる 費用の一切は、買受者の負担となります。
- ・敷地の地盤強度については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。
- ・土壌汚染等について、仮設住宅用地及び仮設現場事務所用地 として利用していたため、土壌汚染の可能性は低いと想定され ますが、地質調査や土壌汚染調査等を行っておりませんので 不明です。
- ・地中埋設物について、仮設住宅用地としての利用歴がありますが、それ以前の土地利用が不明確なため、対象地全ての地下 埋設物の有無は不明です。
- ・地盤強度、土壌汚染、地中埋設物等について、調査及び改良 が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。
- ・埋蔵文化財について、埋蔵文化財保護区域の対象外です。
- ・対象地東側について、前述のとおり対象地1番6より北は市道 認定外であり、その他の建築基準法上の道路にも該当してい ません。このため、対象地1番4から対象地1番6について建築 確認を行う場合には、土地の管理者から河川法に基づく占有 許可を受け、かつ建築基準法第43条第2項の適用について、 石巻市へ申請等を行う必要があります。詳細については、石巻 市の建築指導課へ確認してください。
- ・宅地造成等工事規制区域内のため、土地の形質変更、土石の 堆積を行う場合、宮城県知事の許可が必要になることがありま す。詳細については、宮城県建築宅地課又は宮城県東部土木 事務所へお問い合わせください。

その他参考事項